公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の広島県選挙管理委員会告示第三十九号

不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 玉 政 道

明

別表

施設の種類	施設の名称	所 在 地	指定年月日
老人ホーム	介護老人福祉施設 アルカ ディアせんだ	福山市千田町二丁目 5番10号	令和6年6月18日
老人ホーム	ショートステイ アルカディ アせんだ	福山市千田町二丁目 5番10号	令和6年6月18日
老人ホーム	特別養護老人ホーム ぬくもり	福山市新涯町六丁目 11番 21号	令和6年6月18日
老人ホーム	ショートステイ ぬくもり	福山市新涯町六丁目 11番21号	令和6年6月18日
老人ホーム	SOMPOケア そんぽの家 福山東	福山市南蔵王町六丁 目 10番 19号	令和6年6月18日